平成２７年（フ）第１０２号
札幌市白石区本通９丁目南５番２―207号
債務者　橋本　敏子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸　　巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６号
名古屋市熱田区高蔵町４番17号　アーバンシート高蔵501号
債務者　岡田　　宏
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　俊高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２号
金沢市山科２丁目４番18号
債務者　山川　千秋
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向峠　仁志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２１８８号
奈良市川上町583番地の１
債務者　南田　拓也
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２号
鹿児島県霧島市隼人町見次930番地１
債務者　石山　明寛
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
山梨県富士吉田市上吉田840番地の６　リヴィエール202号
債務者　國分　哲哉
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村光太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
滋賀県東近江市八日市緑町31番２―206号
債務者　中島　秀明
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂梨　勝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１３号
埼玉県新座市石神５丁目５番26号
債務者　宮脇　一泰
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３号
岩手県花巻市星が丘１丁目３番１号、旧住所東京都新宿区上落合２丁目13番11号　ハイツ落合402
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１３１７号
埼玉県鴻巣市本町５丁目６番17―302号　レーベンハイム鴻巣アージオ
債務者　笹川　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２５号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　７号408
債務者　伊藤　正男
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２６号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　７号408
債務者　伊藤　みよ
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
さいたま市南区白幡６丁目13番５―504号
債務者　高橋　恭子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
埼玉県上尾市緑丘４丁目12番８号　富吉コーポ205、旧住所さいたま市北区宮原町２丁目47番地９　201号
債務者　小澤エベリンこと　オザワ　エベリン　デラクルズ
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
埼玉県加須市串作320番地１
債務者　渡邉　光一
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６７号
埼玉県上尾市大字壱丁目224番地11、旧住所埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１―３―409
債務者　富岡　　剛
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸159番地25
債務者　野島　　綾（旧姓松藤）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係